

		Q	A
27	補助対象経費について	設備費について、中古品は対象になりますか。	中古品は対象となりません。
28	補助対象経費について	ソフトウェアの購入費は、補助対象になりますか？	（様式1・別添）事業計画書（6）新たな取組の具体的な内容①経営革新等の具体的な内容に記載された事業に利用する特定業務用ソフトウェアに限り、対象となります。家庭用・一般事務用ソフトウェアの購入費やライセンス費用については対象となりませんのでご注意ください。
29	補助対象経費について	本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象になりますか。	三親等以内の親族については、補助対象外です。
30	補助対象経費について	税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。	税理士から、本補助事業実施のために必要な経営指導等を受け、それに対する報酬を支払う場合、その報酬を謝金として計上することは可能です。上限は設定していませんが、対価の額が適正でないと疑われる場合には、事務局から確認することがあります。
31	審査・採択について	補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。また、応募者全員に通知されますか。	応募者全員に対し事務局から文書による採否結果の通知を行います。
32	審査・採択について	事業承継で申し込む場合、既存の事業は審査の対象ですか。	審査における主な着眼点は、新たな取組の独創性のほか、実現可能性や収益性、継続性などとなります。このため、既存の事業に対してどのように経営革新に取り組むのか、また既存事業にどのような成長が期待できるのか、といった観点から、既存事業の状況を含め総合的に判断します。
33	審査・採択について	特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。	個人事業や会社等と同様で、事業の独創性、実現可能性、収益性、継続性により判断させていただきます。
34	審査・採択について	過去の応募数・採択された数は、どれくらいでしょうか。また、採択率はどれくらいですか。	過去の採択件数・採択率に関しては、中小企業庁のHPでご確認ください。 http://www.chusho.meti.go.jp/zainu/shoukei/2017/170726sogyoshoukei.htm
35	交付決定後の注意事項	一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部を納付する必要があると記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。	国税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくありません。補助金の交付による事業によって一定以上の収益が生じた場合、補助金の一部を納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となるためです。
36	交付決定後の注意事項	補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすれば良いのですか。	事業化等状況報告書（指定様式）を提出していただきます。事業化及び収益状況についての報告となります。
37	その他	H29年度予算事業承継補助金で採択されました。今回も応募できますか。	「H29年度予算事業承継補助金」で、応募し、採択されたことがある場合は、今回応募できません。
38	その他	本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。	本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問の一部です。不明な点は事務局まで、お問い合わせください。

		Q	A
14	事業承継について	特定非営利活動法人が事業承継を行う場合、事業承継として認められるために必要な条件は何ですか。	理事が全員変更されるとともに、承継者が新たに理事に選任される必要があります。ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更する必要はありません。
15	補助対象事業について	同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。	同一費目に対する重複利用は認められません。
16	補助対象事業について	重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。	利用を予定する（利用している）他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。事業承継補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してください。
17	応募手続きについて	応募書類はどこにありますか？	HPのダウンロードページからダウンロードしてください。 平成29年度補正 事業承継補助金事務局 https://www.shokei-29hosei.jp/
18	応募手続きについて	同一人物が、複数の事業承継に関して2以上の申請を行うことはできますか。	同一承継者からの応募は、1件とします。
19	応募手続きについて	応募書類の提出方法を教えてください。	郵便・宅配便・バイク便等、配達されたことが確認できる方法で、お送りください。直接、事務局へのご持参での受付（受取）は、行っておりませんので、ご注意ください。
20	応募手続きについて	応募書類に不足があった場合の連絡について	応募書類に不足があっても連絡はしておりません。また、書類の追加、差し替え、訂正等は応じることができません。書類を確認した上でご応募ください。
21	応募手続きについて	補足説明資料が、A4判片面印刷10枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。	あります。10枚程度にまとめてください。また、A4判両面印刷・A3判印刷は不可になります。
22	応募手続きについて	電子媒体は、CD-Rのみですか？USBでも、よろしいでしょうか。	CD-Rのみです。
23	応募手続きについて	事業承継、登記簿変更申請済みだが、応募締め切りまでに登記が完了していなくても応募できますか。	登記が完了していなくても応募できます。応募は承継者が行ってください。
24	補助対象経費について	設備費の内外装工事を交付決定日より前に着工した場合は、認められないのですか。	補助対象とはなりません。
25	補助対象経費について	募集要項 P16 IVその他 (i) その他費用【対象とならない経費】の中に「事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代とありますが、他にはどのようなものが消耗品として考えられますか。	例えば、宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン・ユニフォーム等が消耗品としての扱いとなります。
26	補助対象経費について	経営革新等に伴い、事業所の廃止や既存事業の廃止・廃業を行う場合の補助金額の上限はいくらですか。	事業規模により異なります。募集要項 P16の7. 補助率等をご確認ください。

		Q	A
1	事業承継について	既に事業承継を行っているのですが、本補助金に応募することはできますか。	平成27年4月1日から、補助事業期間完了日または、平成30年12月31日のいずれか早い日まで、事業承継を行った事業者または行う予定の事業者が対象となっており、過去に事業承継を行った方も応募いただけます。
2	事業承継について	後継者承継支援型に応募できるのはどのような事業承継ですか。	今回の承継の対象は①同一法人内代表交代による事業の承継、②個人事業主から個人への事業譲渡による承継、③法人から個人への事業譲渡による承継であれば対象となります。募集要項の募集対象者、補助対象事業をご確認のうえ応募ください。
3	事業承継について	事業承継の場合、応募者は誰になるのですか。	承継者（事業を引き継ぐ者）になります。
4	事業承継について	会社の場合の事業承継について、先代の経営者は代表を退任しなくてはならないのですか。	退任しなくてはなりません。
5	事業承継について	個人事業で代替わりを考えています。その場合、提出書類は何が必要ですか。	個人事業主の場合は、先代経営者の廃業・後継者の開業届等の手続書類が必要です。
6	事業承継について	承継する後継者が2名いて、その2名が共同代表者となることは可能ですか。	募集要項P2、2. 補助対象者（募集対象者）の定義を満たしているのであれば、承継する後継者が共同代表者でも可能ですが、先代は代表を退任している必要があります。
7	事業承継について	先代経営者（代表権を有している者）が複数いる場合には、全ての代表者が代表権を退任する必要がありますか。	先代経営者（代表権を有している者）は、複数の場合でも全員が、平成30年12月31日までに、退任している必要があります。
8	事業承継について	事業承継で新事業・新分野への進出を行う場合、既存の事業は行っても良いのでしょうか。	問題ありません。
9	事業承継について	事業承継において、休眠会社を新代表の元で復活させ、新事業を行う場合は対象となりますか。	補助対象となります。
10	補助対象者について	業種に制限はありますか。	原則として、募集要項の「2. 補助対象者」及び「3. 補助対象事業」の要件を満たしていれば対象となります。
11	補助対象者について	小規模企業者の定義における従業員の範囲はどこまでですか。パート、アルバイトなども含まれますか。	常時使用する従業員です。契約社員・パート・アルバイトを含みます。
12	補助対象者について	小規模企業者の従業員数はいつ時点のものを記載すればよいのでしょうか。また、何か証明する資料が必要でしょうか。	応募時の従業員数です。応募時点では、特に資料等の提出はございません。
13	補助対象者について	特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人は事業承継補助金の対象になりますか。	特定非営利活動法人は対象となりますが、一般社団法人や一般財団法人等は対象外となります。